

別表六の二(十八)

「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 結 業 度 . . . 法人名 ()

各 連 結 法 人 税 額 に 控 除 お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 税 額 基 準 額 に お け る 計 算	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$	15	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$	2		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{5}{100}$	16	
	特定寄附金の額の合計額 (28の計)	3		法人税額基準額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17	
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{40}{100}$	4		当期税額控除可能額 (14)と(17)のうち少ない金額)	18	
	住 民 税 (別表一の二「5」+「7」)の うち帰せられる金額	5		調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$	19	
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「22」)	6		法人税額の特別控除 額の個別帰属額 (18) - (19)	20	
	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十八)付表「23」)	7		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	
	仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)	8		特定寄附金を支出した各連結法人 の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	22	
	控 除 対 象 個 別 帰 属 調 整 額 等	9		差引税額控除基準額 (4) - (11)	12	
	住 民 税 額 控 除 額 の基礎となる法 (8) - (9) (5) > ((8) - (9))の時			特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$	13	
	住 民 税 額 控 $(10) \times \frac{1.4}{100}$			税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	
	計 算			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	25	
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑬」)	26	
				法人税額の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27	

「27」欄

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10635」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特 定 寄 附 金 の 額
. .			28
. .			円
. .			
計			

別表六の二十八 令三・四・一以後終了連結事業年度分